

官報

号外

昭和三十一年十二月十二日

○第二十五回 参議院会議録追録

○質問主意書及び答弁書

昭和三十一年十二月十三日

引揚者在外財産暫定補償に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十一年十一月二十六日

田中 一

参議院議長松野鶴平殿

引揚者在外財産暫定補償に関する質問主意書

全国の引揚者が、その在外財産処理について今まで政府が何等の責任を取らなかつたことを遺憾としていることは誠に当然のことである。

而も引揚者の主張は単に自己の権益を守らうとするのみではなく、生命財産不侵害の原則を守らんとしているのであつて、極めて公正なる主張である。

政府は第二十二回国会衆院両院における「在外財産処理促進決議」を尊重し、その決議通りの措置を昭和三十二年度において実施するものと期待する。

よつて左の諸項について政府の所信を表明されたい。

なお念のために申添えて御参考に供したいのは、引揚者の心境は、今日ではもはや猶予ならないほど緊迫

した状態にあることである。従つて本質問書に対する答弁は親切且つ大胆に、そして引揚者はもとより広く國民にも納得のいくものとしてほしいことである。

一、社団法人引揚者団体全国連合会が全國引揚者の総意によつて立案した引揚者在外財産暫定補償法案は、国際的国内的現実に則した適切なるものと確信する。自由民主党は右の案を検討し、引揚者の要請を実現すべく努力することを公約し、且つ右公約に則り政府は厚生省令により引揚者在外事実調査を実施し、又在外財産問題審議会の改編を行つたのである。

この経緯よりして政府は引揚者の要望に応えて出来る限りの措置をなすであろうと考るが政府の所信を伺いたい。

二、戦災者に対して国家としては戦時災害保護法によりそれぞれの戦災に応じて財的給与を交付したのであるが、この給与金をベースとして戦争賠償に充当された引揚者の在外財産について暫定補償を行うことこそが公正なる措置である。このことはさきに日本社会党より政府に申入れたところである。政府はそれだけの措置でも取るつもりはない。

(イ) 同年十二月十五日政府代表として一萬田大蔵大臣は、衆院両院議長の正式斡旋により引揚者代表と会見し、自由民主党が引

昭和三十一年十二月四日

内閣委員第一号

審査報告書

幼児誘拐等処罰案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

法務委員長 龍田 得治

参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書

労働者災害補償保險法の一部を改

正する法律案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

社会労働 岡 三郎

参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書

労働者災害補償保險法の一部を改

正する法律案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

社会労働 岡 三郎

参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書

慰老年金法案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

社会労働 岡 三郎

参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書

性病予防法等の一部を改正する法

右の件については、審査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

社会労働 岡 三郎

参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書

寄生虫病予防法の一部を改正する

法律案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。

よつて報告する。

審査報告書

社会福祉事業等の施設に関する措

置法案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

社会労働 岡 三郎

参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書

身体障害者福祉法等の一部を改正

する法律案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

社会労働 岡 三郎

参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書

身体障害者福祉法等の一部を改正

する法律案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

社会労働 岡 三郎

参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書

性病予防法等の一部を改正する法

律案(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

社会労働 岡 三郎

参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書

農業委員会等に関する法律の一部

を改正する法律案(予備審査)(継

続案件)

昭和三十一年十一月十日

社会労働 岡 三郎

参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書

農林水産

委員長 戸叶 武

審査報告書

昭和二十一年度国有財産無償貸付

状況総計算書(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

農林水産 戸叶 武

参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書

昭和二十一年度一般会計歳入歳出

決算(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

社会労働 岚 千葉 信

参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書

昭和二十一年度特別会計歳入歳出

決算(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

社会労働 岚 千葉 信

参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書

昭和二十一年度國稅収納金整理資

金受払計算書(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

決算委員長 千葉 信

参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書

昭和二十一年度政府関係機関決算

書(継続案件)

右の件については、審査を終らなかつた。

よつて報告する。

右の件については、審査を終らなかつた。

よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

農林水産 戸叶 武

参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、性病診療所費に対す
する国庫負担率は、補助金等の臨
時特例等に関する法律により引き
下げられているが、性病予防行政
の円滑な運営に資するためこの特

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は四分利付仮貸公債について、その在外所持人との間に生じている紛争を解決するため、その償還期限を延長するとともに、償還する場合額面金額を支払うほか、その十一倍に相当する金額を交付することとする等元利金の支払条件の改定をしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行に伴い、在外分全部の償還に要する費用は約二十一億三千六百万円となるが、国債整理基金特別会計からまかなわれることとなる。

審査報告書

昭和三十一年度の食糧管理特別会計の借入限度等の特例に関する法律

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月五日
大蔵委員長 廣瀬 久忠
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、食糧管理特別会計の運営を円滑にするため、昭和三十一年度に限つて、同会計の借入金等の限度額を引上げるとともに、昭和三十一年産米について、冷害等によつて減収となつた特定地域の米穀の生産者が、概算払を受けた買入代金に係る返納金に加算して納付すべき利息を減免しようとするものであつて、この際適當な措置と認める。

なお、次の附帯決議を行つた。

附帯決議

米穀の減収が平年度取穫量の七割以上の農家に対して利息全免の措置を講ずることは勿論、これに該当しないものでも飯米を確保するに至らない農家に対しては、右に準じ措置すること。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、この会計の借入金等の限度額は、昭和三十一年度に限り四千五百億円となる。又、昭和三十一年産米について支払われた概算金の返納額に加算される利息のうち、減免される金額の詳細は不明である。

審査報告書

在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月五日 大蔵委員長 廣瀬 久忠 参議院議長 松野鶴平殿	永野 譲 川村 松助 川村 松助 永野 譲 曾称 益	山本 經勝 寺本 廣作 佐野 廣 彬
昭和三十一年十二月十二日 社会労働委員会 委員長 松野鶴平殿	加藤シヅエ 梶原 茂嘉 鶴見 祐輔 川村 松助 永野 譲	野村吉三郎 竹中 勝男 鹿島守之助 杉原 荒太 曾称 益
昭和三十一年十二月十二日 社会労働委員会 委員長 松野鶴平殿	坂本 昭 田村 文吉 藤田藤太郎	寺本 廣作 佐野 廣 彬
昭和三十一年十二月十二日 社会労働委員会 委員長 松野鶴平殿	竹中 恒夫 片岡 文重	山本 經勝 寺本 廣作 佐野 廣 彬
昭和三十一年十二月十二日 社会労働委員会 委員長 松野鶴平殿	木下 友敬	山本 經勝 寺本 廣作 佐野 廣 彬

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言の発効に伴い、在ソ連邦日本大使館を設置することを目的とするものであつて、妥当な措置と認められる。

昭和三十一年度分経費として、約四億七千万円を予備費から支出する見込みである。

二、費用

(第十六号参照)
審査報告書

医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月五日
大蔵委員長 廣瀬 久忠
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言の発効に伴い、在ソ連邦日本大使館を設置することを目的とするものであつて、妥当な措置と認められる。

昭和三十一年度分経費として、約四億七千万円を予備費から支出する見込みである。

二、費用

(第十六号参照)
審査報告書

医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月五日
大蔵委員長 廣瀬 久忠
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、失業対策事業就労者のうち一定の資格のある者の医師又は歯科医師の免許及び試験に關し、昭和三十年まで認められたと同様の特例をさらに認め、第一三三号、第一三四号、第一五五号、第一六六号、第二二二号、第二四四号、第二四五号、第二七七号 国立病院、療養所における看護婦産休のための定員確保の請願

第一三三号、第二二二号、第二四二号、第二四三号、第二七六号 国立病院、療養所に准看進学コース設置の請願

第一五四号、第一五七号 福岡県直方市の閉山三炭鉱の失業者救済対策に関する請願

第一六九号、第二二六号、第二三七号 日雇労働者の越年手当等に関する請願

第一七二号 札幌市社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

第一九二号 戦没者遺族の待遇に関する請願

第二〇一号 国立ろう、あ、更生セントー設置に関する請願

第二〇七号、第二三〇号、第二七五号 北海道社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

第二〇七号、第二三〇号、第二七五号 北海道社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

第二〇七号、第二三〇号、第二七五号 北海道社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

第二〇七号、第二三〇号、第二七五号 北海道社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

第二〇七号、第二三〇号、第二七五号 北海道社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、失業対策事業就労者のうち一定の資格のある者の医師又は歯科医師の免許及び試験に關し、昭和三十年まで認められたと同様の特例をさらに認め、第一三三号、第一三四号、第一五五号、第一六六号、第二二二号、第二四四号、第二四五号、第二七七号 国立病院、療養所における看護婦産休のための定員確保の請願

第一三三号、第二二二号、第二四二号、第二四三号、第二七六号 国立病院、療養所に准看進学コース設置の請願

第一五四号、第一五七号 福岡県直方市の閉山三炭鉱の失業者救済対策に関する請願

第一六九号、第二二六号、第二三七号 日雇労働者の越年手当等に関する請願

第一七二号 札幌市社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

第一九二号 戦没者遺族の待遇に関する請願

第二〇一号 国立ろう、あ、更生セントー設置に関する請願

第二〇七号、第二三〇号、第二七五号 北海道社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

第二〇七号、第二三〇号、第二七五号 北海道社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

第二〇七号、第二三〇号、第二七五号 北海道社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

第二〇七号、第二三〇号、第二七五号 北海道社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

第二〇七号、第二三〇号、第二七五号 北海道社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、失業対策事業就労者のうち一定の資格のある者の医師又は歯科医師の免許及び試験に關し、昭和三十年まで認められたと同様の特例をさらに認め、第一三三号、第一三四号、第一五五号、第一六六号、第二二二号、第二四四号、第二四五号、第二七七号 国立病院、療養所における看護婦産休のための定員確保の請願

第一三三号、第二二二号、第二四二号、第二四三号、第二七六号 国立病院、療養所に准看進学コース設置の請願

第一五四号、第一五七号 福岡県直方市の閉山三炭鉱の失業者救済対策に関する請願

第一六九号、第二二六号、第二三七号 日雇労働者の越年手当等に関する請願

第一七二号 札幌市社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

第一九二号 戦没者遺族の待遇に関する請願

第二〇一号 国立ろう、あ、更生セントー設置に関する請願

第二〇七号、第二三〇号、第二七五号 北海道社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

第二〇七号、第二三〇号、第二七五号 北海道社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

第二〇七号、第二三〇号、第二七五号 北海道社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

第二〇七号、第二三〇号、第二七五号 北海道社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

第二〇七号、第二三〇号、第二七五号 北海道社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、失業対策事業就労者のうち一定の資格のある者の医師又は歯科医師の免許及び試験に關し、昭和三十年まで認められたと同様の特例をさらに認め、第一三三号、第一三四号、第一五五号、第一六六号、第二二二号、第二四四号、第二四五号、第二七七号 国立病院、療養所における看護婦産休のための定員確保の請願

第一三三号、第二二二号、第二四二号、第二四三号、第二七六号 国立病院、療養所に准看進学コース設置の請願

第一五四号、第一五七号 福岡県直方市の閉山三炭鉱の失業者救済対策に関する請願

第一六九号、第二二六号、第二三七号 日雇労働者の越年手当等に関する請願

第一七二号 札幌市社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

第一九二号 戦没者遺族の待遇に関する請願

第二〇一号 国立ろう、あ、更生セントー設置に関する請願

第二〇七号、第二三〇号、第二七五号 北海道社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

第二〇七号、第二三〇号、第二七五号 北海道社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

第二〇七号、第二三〇号、第二七五号 北海道社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

第二〇七号、第二三〇号、第二七五号 北海道社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

第二〇七号、第二三〇号、第二七五号 北海道社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、失業対策事業就労者のうち一定の資格のある者の医師又は歯科医師の免許及び試験に關し、昭和三十年まで認められたと同様の特例をさらに認め、第一三三号、第一三四号、第一五五号、第一六六号、第二二二号、第二四四号、第二四五号、第二七七号 国立病院、療養所における看護婦産休のための定員確保の請願

第一三三号、第二二二号、第二四二号、第二四三号、第二七六号 国立病院、療養所に准看進学コース設置の請願

第一五四号、第一五七号 福岡県直方市の閉山三炭鉱の失業者救済対策に関する請願

第一六九号、第二二六号、第二三七号 日雇労働者の越年手当等に関する請願

第一七二号 札幌市社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

第一九二号 戦没者遺族の待遇に関する請願

第二〇一号 国立ろう、あ、更生セントー設置に関する請願

第二〇七号、第二三〇号、第二七五号 北海道社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

第二〇七号、第二三〇号、第二七五号 北海道社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

第二〇七号、第二三〇号、第二七五号 北海道社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

第二〇七号、第二三〇号、第二七五号 北海道社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

第二〇七号、第二三〇号、第二七五号 北海道社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、失業対策事業就労者のうち一定の資格のある者の医師又は歯科医師の免許及び試験に關し、昭和三十年まで認められたと同様の特例をさらに認め、第一三三号、第一三四号、第一五五号、第一六六号、第二二二号、第二四四号、第二四五号、第二七七号 国立病院、療養所における看護婦産休のための定員確保の請願

第一三三号、第二二二号、第二四二号、第二四三号、第二七六号 国立病院、療養所に准看進学コース設置の請願

第一五四号、第一五七号 福岡県直方市の閉山三炭鉱の失業者救済対策に関する請願

第一六九号、第二二六号、第二三七号 日雇労働者の越年手当等に関する請願

第一七二号 札幌市社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

第一九二号 戦没者遺族の待遇に関する請願

第二〇一号 国立ろう、あ、更生セントー設置に関する請願

第二〇七号、第二三〇号、第二七五号 北海道社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

第二〇七号、第二三〇号、第二七五号 北海道社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

第二〇七号、第二三〇号、第二七五号 北海道社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

第二〇七号、第二三〇号、第二七五号 北海道社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

第二〇七号、第二三〇号、第二七五号 北海道社会保険診療報酬地域区分の甲地指定等に関する請願

第三四二号、第二七三号 国立病院等の賄費増額に関する請願	伊藤 順道 井上 清一 上原 正吉 竹下 豊次
慰安に関する請願	要領書
第二七二号 生活保護法の認定基準額引上げ等に関する請願	竹下 豊次 伊藤 順道 井上 清一 上原 正吉 竹下 豊次
第二七四号 結核回復者の職業保障等に関する請願	要領書
第二八〇号 長期入院患者の生活扶助料引上げに関する請願	竹下 豊次 伊藤 順道 井上 清一 上原 正吉 竹下 豊次
第二八一号 結核後保護法制定等に関する請願	要領書
第三〇七号 戰没学生徒等の処遇に関する請願	竹下 豊次 伊藤 順道 井上 清一 上原 正吉 竹下 豊次
第三一五号 青森県八戸市に労災病院設置の請願	要領書
右の通り審査決定した。よつて報告する。	伊藤 順道 井上 清一 上原 正吉 竹下 豊次

昭和三十一年十二月十二日	社会労働 委員長 千葉 信
第三一五号 青森県八戸市に労災病院設置の請願	要領書
右の通り審査決定した。よつて報告する。	伊藤 順道 井上 清一 上原 正吉 竹下 豊次
昭和三十一年十二月十二月十二日	審査報告書
第三一五号 青森県八戸市に労災病院設置の請願	要領書
右の通り審査決定した。よつて報告する。	伊藤 順道 井上 清一 上原 正吉 竹下 豊次

十二月五日、衆議院内閣委員会に附帯決議	伊藤 順道 井上 清一 上原 正吉 竹下 豊次
昭和三十一年十二月十五日、本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する昭和三十一年七月十六日付勧告の趣旨にかんがみ、國家公務員の十二月十五日に支給される期末手当の額を〇・一五分増額しようとするものであり、その趣旨は妥当なものと認める。なお、当委員会において、別紙のような附帯決議を行つた。	伊藤 順道 井上 清一 上原 正吉 竹下 豊次
二、費用	伊藤 順道 井上 清一 上原 正吉 竹下 豊次
昭和三十一年十二月十五日、本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する昭和三十一年七月十六日付勧告の趣旨にかんがみ、国家公務員の十二月十五日に支給される期末手当の額を〇・一五分増額しようとするものであり、その趣旨は妥当なものと認める。なお、当委員会において、別紙のような附帯決議を行つた。	伊藤 順道 井上 清一 上原 正吉 竹下 豊次
二、費用	伊藤 順道 井上 清一 上原 正吉 竹下 豊次

昭和三十一年十二月十三日	審査報告書

昭和三十一年十二月十三日	審査報告書

右の件については、調査を終らなかつた。
よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

地方行政委員 伊能 芳雄
長代理理事
参議院議長松野鶴平殿

調査報告書

検察及び裁判の運営等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。
よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

法務委員長 亀田 得治
参議院議長松野鶴平殿

調査報告書

国際情勢等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。
よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

外務委員長 梶原 茂嘉
参議院議長松野鶴平殿

調査報告書

租税及び金融等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。
よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日

大蔵委員長 藤野 繁雄
代理理事
参議院議長松野鶴平殿

調査報告書

教育、文化及び学術に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。
よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日
文教委員長 加賀山之雄
参議院議長 松野鶴平殿
調査報告書
労働情勢に関する調査（総統事件）
右の件については、調査を終らなかつた。
よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日
社会労働 岡 三郎
委員長
参議院議長 松野鶴平殿

調査報告書
社会保障制度に関する調査（総統事件）
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十一月十日
社会労働 岡 三郎
委員長
参議院議長 松野鶴平殿

経過の概要
本委員会は第二十四回国金閉会中において社会保障制度に関する調査の一環として、在外同胞引揚に関する実情調査のため六回にわたり委員会を舞鶴に派遣してソ連、中共地区よりの引揚の実情を調査した外参考資料の収集に努めた。

調査報告書
農林水産政策に関する調査（総統事件）
右の件については、調査を終らなかつた。
よつて報告する。

昭和三十一年十一月十日
農林水産 岸田 武
委員長
参議院議長 松野鶴平殿

<p>右の件については、調査を終らなかつた。</p> <p>よつて報告する。</p>	<p>昭和三十一年十一月十日</p>
	商工委員長 松澤 兼人
	參議院議長 松野鶴平殿
	調査報告書
<p>右の件については、調査を終らなかつた。</p> <p>よつて報告する。</p>	<p>運輸事情等に関する調査（継続事件）</p> <p>右の件については、調査を終らなかつた。</p> <p>よつて報告する。</p>
昭和三十一年十一月十日	運輸委員長 堀 未治
	參議院議長 松野鶴平殿
	調査報告書
<p>郵政事業の運営実情に関する調査 (継続事件)</p> <p>右の件については、調査を終らなかつた。</p> <p>よつて報告する。</p>	<p>右の件については、調査を終らなかつた。</p> <p>よつて報告する。</p>
昭和三十一年十一月十日	通信委員長 酒井 利雄
	參議院議長 松野鶴平殿
	調査報告書
<p>電気通信並びに電波に関する調査 (継続事件)</p> <p>右の件については、調査を終らなかつた。</p> <p>よつて報告する。</p>	<p>右の件については、調査を終らなかつた。</p> <p>よつて報告する。</p>
昭和三十一年十一月十日	通信委員長 酒井 利雄
	參議院議長 松野鶴平殿
	調査報告書
<p>建設事業並びに建設諸計画に関する調査 (継続事件)</p> <p>右の件については、調査を終らなかつた。</p>	<p>右の件については、調査を終らなかつた。</p>

昭和三十一年十二月十三日 參議院會議錄追録

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定額

一部

十五

円

(付し良質紙は二十円
(配達料共)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一
郵便番号一五